

飲食店等の皆様へ 「まん延防止等重点措置」に伴う要請にご協力ください

国による「まん延防止等重点措置」の適用を受け、県から飲食店等に対して**営業時間短縮及び酒類提供の禁止などの要請**を行いました。

要請の概要は、下記のとおりです。

また、**営業時間短縮にご協力いただいた事業者を対象に協力金を支給**します。

具体的な、協力金の申請手続きについては、加茂市のホームページ等で改めてお知らせいたします。

要請の概要

対象区域 新潟県全域

要請期間 令和4年1月21日(金)0時から令和4年2月13日(日)24時まで(全24日間)
※準備等、やむを得ない事情がある場合は、1月24日(月)0時までに協力を開始

対象店舗 食品衛生法の飲食店営業許可を受けている店舗

(結婚式場、居酒屋、バー、カラオケボックス等を含む)

※対象外店舗: 宅配・テイクアウト専門店、コンビニ等のイートインスペース、飲食スペースのないキッチンカー、宿泊客のみに飲食を提供する宿泊施設

要請内容

1 営業時間の短縮及び酒類提供の制限

- ①営業時間を5時から20時までとし、酒類の提供を行わないこと(利用者の持込を含む)
ただし、「にいがた安心なお店応援プロジェクト認証店」は、②を選択することも可能
- ②営業時間を5時から21時までとし、酒類の提供は20時までに限ること(利用者の持込を含む)

※「にいがた安心なお店応援プロジェクト認証店」以外の店舗は、酒類の提供が終日禁止されます。
【法第31条の6第1項に基づく要請】

2 人数の制限(上記①と②共通)

同一グループの同一テーブルでの会食は4人以内とすること

※感染が急速に拡大していることから、ワクチン・検査パッケージ制度の適用、対象者全員検査の実施による人数制限の緩和は行わない

【法第24条第9項に基づく要請】

対象店舗を見回り、協力状況を確認します。

新型インフルエンザ等対策特別措置法第31の6第1項に基づく要請であり、応じていただけなかった場合は、命令、罰則(過料)といった手続きを講ずる場合があります。

協力金の不正受給は犯罪です！

虚偽申請・不正受給は犯罪です。虚偽の申請は重大な犯罪になる可能性がありますので、適正な申請をお願いします。

協力金の支給要件

- 要請対象となる施設を営む法人又は個人事業主で、令和4年1月20日以前から営業し、申請時点において営業を継続していること
- 要請期間の全ての日において、経営する全ての対象施設が上記要請に全面的に協力すること
 - ※準備等、やむを得ない事情がある場合は、1月24日(月)0時までには協力を開始（その際は、準備期間の日数は支給対象日数から除かれます）
 - ※従前より、5時から20時までの時間の範囲内で営業している店舗は支給対象外
- 業種別ガイドラインに基づく感染防止対策を実施していること
- 営業時間短縮又は休業について、店頭ポスター、チラシ、HPなどで周知すること。
 - ※申請に際しての必要書類
 - ・「屋号・店名や飲食スペース、感染防止対策の実施が分かる店舗の外観・内観の写真」
 - ・「営業時間短縮又は休業に関して告知するHP、SNS、店頭ポスターの写真、チラシ、DMなど」



支給金額の算定

① 5時から20時までの時間短縮営業（酒類提供禁止）

		前年度又は前々年度の1日当たりの売上高		
		～7万5000円以下	7万5000円超～25万円以下	25万円超～
中小企業者	A 売上高による方法	3万円/日	3～10万円/日 (1日の売上高の4割)	10万円/日
	B 売上高減少額による方法	【計算式】1日当たりの協力金額 = 前年度又は前々年度からの1日当たり売上高減少額×0.4		
大企業(売上高減少額による方法)		【上限額】20万円		

② 5時から21時までの時間短縮営業（酒類提供は20時までに限る） ※認証飲食店のみ選択可

		前年度又は前々年度の1日当たりの売上高		
		～8万3333円以下	8万3333円超～25万円以下	25万円超～
中小企業者	A 売上高による方法	2.5万円/日	2.5～7.5万円/日 (1日の売上高の3割)	7.5万円/日
	B 売上高減少額による方法	【計算式】1日当たりの協力金額 = 前年度又は前々年度からの1日当たり売上高減少額×0.4		
大企業(売上高減少額による方法)		【上限額】20万円又は前年度若しくは前々年度の1日当たり売上高×0.3のいずれか低い額		

(参考) 認証店とそれ以外の店舗の時短要請期間内の営業時間と酒類提供

通常の営業時間	認証店以外	認証店（申請中含む）
20時を超えて21時までの営業	20時までの時短営業 (酒類提供禁止)	20時までの時短営業（酒類提供禁止）
21時を超えた営業		いずれかを選択 ①20時までの時短営業（酒類提供禁止） ②21時までの時短営業（酒類提供20時まで）

お問い合わせ先

【要請について】 新潟県防災局危機対策課 025-282-1636

【協力金について】 加茂市商工観光課

電話番号:0256-52-0080(内線:132、133)